

あさか 安積郡 阿佐加 積をシヤナ直音ニ 韻ヲ轉ジテカニ用ヒタリ

(續日本紀二十九) 神護景雲三年三月辛巳、陸奥國○中標葉郡人正六位上丈部賀例努等十人、賜姓稱德(頭書)

阿倍陸奥臣、安積郡人外從七位下丈部直繼足阿部安積臣、

(延喜式二十二) 延喜六年正月九日、分安積郡置安達郡、

〔運步色葉集忠〕信夫(奥州)

〔地名字音轉用例〕シノ韻ヲナノ行リノ音ニ通用シタル例

しのぶ 信夫(奥志乃不)

(續日本紀二十九) 神護景雲三年三月辛巳、陸奥國○中標葉郡人正六位上丈部賀例努等十人、賜姓阿部陸奥臣、略○中信夫郡人外從八位下吉彌侯○中信夫郡人外少初位上吉彌侯部廣國下毛野據一本改下同、部足山守等七人上毛野鍬山公、略○中信夫郡人外少初位上吉彌侯部廣國下毛野靜屈(戸誤屈恐)

(古事記四) 宗形宮内卿入道師綱、陸奥守ニテ下向之時、基衡押領一國、如無國司威、仍奏聞事由、下宣旨、擬檢注國中公田之處、忍郡者基衡藏于先々不入國使、而今度任宣旨檢注之間、基衡件郡地頭犬庄司季春ニ合心テ禦之、略○下

伊達郡

〔倭名類聚抄五〕陸奥國○中信夫(伊達郡分爲二)

〔地名字音轉用例〕入聲シノ韻ヲ同シ行リノ音ニ通用シタル例

いだて 伊達(奥郡) 神名帳ニ出雲ナドニ、伊太氏ト云社號多シ、

(吾妻鏡九) 文治五年八月七日甲午、二品著御于陸奥國伊達郡阿津賀志山邊國見澤、

(吾妻鏡十六) 正治二年十二月三日乙酉、有太輔房源性(源進士左衛門尉整子)者、無雙算術者也、加之見田頭里坪、於眼精之所覃、不違段步云云、又伺高野大師跡顯五筆之藝、而陸奥國伊達郡有境相論、爲其實檢